

宮内庁書陵部所蔵九条家本『春日社社記』

藤原 重雄

【解題】

春日社に関する古代末・中世の社記は、永島福太郎氏校注の『神道大系 神
社編十三 春日』(一九八五年)に、春日大社所蔵史料を中心としてまとめて翻
刻され、現在は参照しやすくなっている。しかしながら、それぞれの史料の構成
は複雑であったり断簡となっていたりして、相互の類似記事の関係を含めて見
通しが立てにくい状況にある。さらに『神道大系』の翻刻は、長期間にわたり、
おそらく原本等から原稿が作成されたこともあって、注記などが統一的でなく、
写真版なしでは分かりにくい点がないわけでもない(『東京大学史料編纂所報』三
九(二〇〇四年)に紙継位置などのメモを掲載したので参照されたい)。

春日社関係の社記類については、『神道大系』解題と大東延和氏の論文「春日
社記の成立過程について」(『瀧川政治郎先生米寿記念論文集 神道史論叢』国書刊行
会、一九八四年)がまとまったものであり、ここでそれに付け加える程の知見は
備えない。また撰末社については、大東氏の『春日の神々への祈りの歴史』(私
家版、一九九五年)が誠に有益である。

ところで、春日大社および旧社家等以外の所蔵となる社記の関連史料も存在

し、ここに紹介する宮内庁書陵部現蔵の九条家旧蔵本『春日社社記』は、本奥
書が一三世紀初頭に遡る貴重な一本だが、『図書寮叢刊 伏見宮家九条家旧蔵
諸寺縁起集』(一九七〇年)では採録されなかった。内容的には、ほとんどの部分
について、『神道大系』に翻刻収録された社記類のいずれかに同文的一致の箇所
を認めるが、全体として同一構成の社記はなく、校訂上で資する点もある。ひと
つのまとまったテキストとして紹介する意義があり、ここに紙面を借りること
とした。

架番号(九一七)。卷子一軸。縦二九・〇センチ。後補表紙、本紙共紙の原表
紙、本紙全一三紙で、第二三紙はかつてそのまま軸付となっていた痕跡があり、
現在は後補の軸付紙が続いて軸木が付く。天二本・地一本の墨界あり。現外題
(後補表紙貼紙)「春日社社記」、原外題(旧表紙打付書)「御社日記相伝不分明」。

次いで本文を内容により区切り、『神道大系』所載の社記類との関係を示す。
他本になしというのは、あくまで『神道大系』所収の古社記類に見えないとの意
味で、春日大社および旧社家所蔵の断簡類に見いだせる可能性が残っている。

①注記(宝龜十一年中臣時風記)：『古社記』「注記」6～9頁。『古社記』では前半部に二箇所の脱文があり、九条家本はよりよい本文と思われる。一五行目「以何故忽破其誓哉申」、二五～六行目「其状：調伏」の部分である。後半部は小さな異同で、単純に前後関係を言いくいが、意の通りやすい箇所がある。このテキストは、瀬田勝哉氏が「時風置文」と名付けて、特に後半部について詳しく検討し、文暦二年(一一三五)の大住・薪莊相論の時期に最終的に記されたと推定したものである(『木の語る中世』朝日新聞社、二〇〇〇年。初出一九九五年)。

②御神御名事：『古社記断簡』169～171頁の抄出(『古語拾遺』からの引用なし)。

③同御本地事：『春日御社御本地並御託宣記』「抑或章籍稱」37～38頁の抄出(詳しい記事は一・二宮のみ)。末尾の「私案云」五行は九条家本に独自部分。

④春日御社小神并在所等事(長承二年中臣祐房注進状)：『春日御社御本地並御託宣記』34～35頁、『祐賢春日御社縁起注進文』52～53頁・59～60頁、『古社記断簡』172～173頁。長承注進状の原形態を考えるうえで参考になる。

⑤「本地御正体事」：『古社記』9～10頁、『古社記断簡』175～177頁。率河・一言主・榎本を記さず、文章も『古社記』により近い。

⑥御神達御根元：『春日御社御本地並御託宣記』「鹿嶋御神達御根元」25～26頁。「春日御社本縁」32～33頁。末尾の「聖武天皇御子安陪親王」以下八行は他本になし。

⑦神野大明神根元：『春日御社御本地並御託宣記』「神野大明神根元」26～27頁。末尾の「私案云」五行は他本になし。

⑧春日大明神御事：『古社記』「或書云」5～6頁。

⑨若宮奉祝別社事保延元年：他本になし。

⑩和銅三年庚戌、興福寺建立：『古社記』9頁。

さて当本には奥書として、

以前記等、得或人秘藏之本写取畢、文字誤多々也、後可見直之、

建仁三年二月一日写畢、沙門興尊縁如房得業
生年九十二

建曆二年甲午十月廿七日書写畢、釈慶謹七十三

とある。うち興尊は、建久六年(一一九五)三月十二日の東大寺供養に、興福寺の納衆として参列した所見がある(『東大寺統要録』、『大日本史料』四編之四、853頁)。詳しい検討を進めていないが、この本奥書の年代・人名については、仮託の可能性も考えて今後の精査が必要との印象がある。九条家本の寺社縁起は、慶政の収集活動との関係が深く、該本もそれに含まれるか検討課題となるが(慶政自筆とは筆跡異なる)、鎌倉時代前・中期をそう大きく降る写本ではないだろう。

翻刻にあたっては、おおむね通行の字体を用い、底本の行取りにより、紙継目の位置を示した。煩瑣になるため、既紹介のテキストとの異同の注記は割愛し、ルビの校訂註も省略した。コト・シテの合字は開いた。返り点を意味する左傍下の点は「一」と表し、音訓・連読の点は省略した。

宮内庁書陵部よりは翻刻の御許可を与えられ、新井重行氏より御教示を得たこと、末筆ながら謝意を表す。

(補注) ④春日御社小神并在所等事のうち、紀社明神四所の「御前祐石立明神」の祐の傍訓の一字を「ワ」としたが、「己」ないし「王」の草体に近い。この文字と傍訓は、鎌倉時代すでに一定でなく、「祐」や「禮」のような文字(『神道大系』では「祐で翻刻し、旁は「直」の草体に近い)で書き、傍訓にも異同がある。九条家本と同表記は『古社記断簡』裏書(『神道大系』173頁)で、傍訓の字形も同一である。『春日御社御本地並御託宣記』(『神道大系』30頁)の「禮」のような文字に「サカワス」と傍訓するのが参考になるか。大東氏の指摘があるように(『春日の神々への祈りの歴史』、『式内社調査報告』二)、この神社は延喜式内社で古市町に鎮座し、「御前社石立明神」ないし「御前原社石立明神」などとも表記されている。

【翻刻】

〔後補表紙外題〕

「春日社社記」

〔原表紙外題〕

「御社日記 相伝不分明」

注記 ①

建雷 并天兒屋根久齋主 命達日本國天降御坐根元、

但天上天下數度也、

右天照大神之建雷并天兒屋根久命成語云、

我等共日本國降可天皇辭別氏長者并神奴氏

人等守護、若我等不為守護者豈不安穩、天兒

屋根久命日本國天降荒振神等早可令調伏、給、其中

醉差男命許、可殘給一、然天兒屋根命之申給云、件惡神、

公之御兄醉差男命撰殘、不叶一、欺、乍令申一給、天降給、

荒惡諸神等令調伏、畢後天上、然間則醉差男命彼破、

調伏、給時、諸荒振神等弥令荒增、依斯、天照大神醉

差男命所為見給成姿改、天磐戸押立御籠居、以後

敢無日月星宿光、偏成日本國闇夜、因之、建雷命并天

兒屋根久命達、天照大神申給、奉公憑、且成僉議、互

祈誓立申以何、故忽破其誓、故申給、全無承引、然尚以

謀事、求子、駿河舞云、乘、始、建雷命并天兒屋根命等、

從雨大刀尾所謂石鳥也、彼乘隨身天照大神御許參給、此、

樂詠給、天磐戸聊引開經御覽之間、雨大刀尾付開音、

磐戸引開畢、仍日光日本國滿、其時天照大神成甘心、

仰云、是非出我日月光、只公達強誓言深故也、仍春日大

明神可申、且又樂中有興、君達尤當可經御覽云、此、

由承、成悅、返給後、天照大神追仰遣云、抑件自醉差男、

命、始荒振神達、皆悉令調伏給令申、給、使雖有其數、

御從仕人內神公連一物有兄弟、而以太郎、如此、事之由、

令申、給、任其狀、天兒屋根久命等天降、彼荒惡之諸

神令調伏、天上其後為日本國安穩守、則各天降給、

處、矣、

一、天照大神 伊勢國陪郡三天津御座

一、天兒屋根久命 攝津國嶋下郡壽久山三天津御座

一、建雷并齋主命 常陸國鹿嶋郡寶賀郷三天津御座

御神達各雲乘天降御座、中臣連等鶴翅乘下、戊申年也、

經數代之後、尚我都遠、王城近處為住處、天皇辭別氏

長者并神奴等令守護、被仰、各又求住處、御、中臣連等

相具出行御坐處、

一、齋主命 下總國香取郡御座

一、天兒屋根命 河內國河內郡平原郷御座

一、建雷命 常陸國鹿嶋郡寶賀郷御座

一、姫御神命 伊勢大神宮也、三所御神神慶之内住給也、仍云相殿神一也

御共人中臣連、所謂時風・秀行也、

而自常陸國御住處、尋御乘物、以鹿、為御馬、以柞木枝、為

鞭、出行御、先來着神護慶雲元年、六月廿一日、伊賀國名

張郡夏身郷、一瀬河沐浴御座之間、以鞭、為注、件河邊立給、

則成樹、生付畢、自其立渡御坐同國薦生山、數月令

居住御也、其烈時風・秀行等燒栗各一暘宣云、迄汝等

子孫、無斷絕、可我仕者、其栗殖必可生付、仍隨仰、殖

即生付畢、自之始号中臣殖栗連、同年十二月七日、

大和國城上郡安部山御座、同二年、正月九日、同國

添上郡三笠山御垂跡、御座、後天兒屋根・齋主命・姫

御神御許各奉觸甲、給、日本國自三笠山外無高

名靈地、者、爰以各為住所、如祈誓、天皇并氏長者辭別

神奴氏人等為守護、且可護持法相大乘教、矣、任此、

命、則一處各集會給、称德天皇御訖宣云、是山本、

南向可被崇居、云云、則成驚、被下勅使、地形相以神

護慶雲二年、十一月九日戊申日宣時、宮柱立御殿、

造畢、件天皇本名高野天皇也、仍時風・秀行等御神

達奉移時宣云、以柞、為乘物、可奉移、故何者、後代

我為正躰、可被崇、故也、隨仰、奉、乘柞、中臣殖栗連

時風・秀行等負抱奉移崇居畢、其後時風・秀行等

申請云、御神遷御住處定御畢、又時風等者何處可

住所仕、定給申時宣云、我西南方投櫛、落處為我領

為住處、以鹿嶋。氏社可号神宮、仍任宣彼方向尋求間、

添上郡左京八条二坊五坪良角、奉見付櫛、伏拝為住

處、奉崇祭者也、次宣云、奉備中臣殖粟連等御調物、

可請向、奉備他氏物等不可請、若尚令備者可令其色

變哉、兼又我山木枯斃有、白時可成氏人等恐、為

我天上可知無、若欲本座令返、以中臣殖粟連等令備

供物、於七日間、一心令祈念者、可還往本坐者、

右為後代、記置之狀如件、

寶龜十一年八月三日 中臣殖粟連時風記之云云

一、御神御名事 (2)

一宝殿 武甕槌命、又名建甕槌命、又名建布都大神、又名豐布都大神、

二宝殿 齋主命、又名齋津主大神、是香取大明神也、

三宝殿 天兒屋根命、又名天兒屋之命、是平岡大明神也、

四宝殿 天照大神、又名大日靈尊、又名日神、又名姫大神、

若宮 号五所王子、二御殿与三御殿間坐、無別御殿、名師子間也、故若宮又殊垂跡申也

一、同御本地事 (3)

一御殿 不空羼索 御所補陀羅迦山、南閻浮提、坤也、

金・銀・瑠璃・車渠・馬腦・珊瑚・琥珀在七宝樹、每其樹被藤

這懸、以藤化為莊嚴、又不空羼索觀世音菩薩着翳

底野皮、又袈裟御故、一鹿之子悲事、三千大千世界一

切衆生以子悲為一對、彼觀音令衆生利益、給、又藤氏

悲給事如鹿子悲、表此事、故、現大明神、御坐時、以藤

原姓為氏、以鹿為御乘物也、即為表此事、故也、如是不

空羼索天張、飛鳥取一不空、是取得為不免也、又此、

菩薩一切衆生利益慈悲如。羼索、故如此一名也、

二御殿 藥師如來、又牛頭天王現、有三面十二臂

有三面十二臂、中面菩薩、身即藥師如來、左面日光并、

右面月光并、頂上牛頭法華經也、十二手十二神也、所謂「左

六臂者、一微明、二河魁、三從魁、四佞送、五小吉、六勝先也、右六

手者、一大一、二天岡、三大衝、四功曹、五大吉、六神后也、又有

十二大頭、如本願藥師經、当牛頭天王觀念得意、左足東

方淨瑠璃世界、右足西方極樂世界、後頭東王父普賢并、

西方母虛空藏并、婆利女十一面觀世音并、左手把「銚」、速

成相、右手施無畏、一切成相也、具如十一面經說、武尊天神毘沙

門天王、八王子八大文殊、蘇民將來藥王并、阿波佐利藥上并、

蛇毒鬼神弥勒并、海龍王龍樹并、龍女弁才天女、左

司命焰魔王、右司命北斗妙見并、牛頭天王劍、婆利女

銚、三摩耶形也、王帝臣令守護一切衆生、諸病惱令消除、

為衆生利益、現大明神也、

三御殿

地蔵菩薩 地蔵本願經云、

四御殿 大畏慮遮那仏、如別紙也、

私案云、以上大明神御本地以下事、無指御託宣等日記、不

如「御降臨之時風記、是人見事、注置也、御本地事、其証可

尋之、故此御本地皆釈迦牟尼仏云、或皆觀世音并云

又說、一宮尺迦如來、二宮藥師、三宮地藏、四宮十一面觀音、若宮十一面觀音、又文殊

師利并、

一、春日御社小神并在所等事 (4)

一、内院

一御殿

巽方坐刀辛雄明神、其北坐飛來天神、其北坐八龍神、但無寶殿

同御殿

後坐字海本明神、所謂雫明神也、其北坐栗唐明神、

四御殿

後坐相本明神、所謂天夜叉神是也、其北坐佐軍神、

一、中院

御宝殿

乾方脇戸際字椿下明神、角振明神。其次坐字風御子明神、所謂「金命也、

其次坐忠際金剛童子明神、

同殿

坤^{トノケル}方坐岩本明神、是住吉明神也、御殿南方坐青櫛明神、

其南坐辛櫛明神、

一、外院

自御宝殿乾方三町去坐字水屋明神、所謂牛頭天王也、自御宝

殿坤方坐字榎本明神、所謂巨勢姫明神也、榎本西一町去坐字祓

戸明神、所謂瀨織津咩明神、自御宝殿西一町去坐字舟戸明神、

所謂道祖神也、自御宝殿西十二町去坐一言主明神、其西三町去

坐率河明神、所謂三枝明神是也、位正一位、自御殿巽方五町去

坐紀社明神、四所之内、赤穗明神・嶋田明神・御前祐石立明神・

天乃石吸明神也、自御殿南十余町去坐穴栗明神・井栗明神、

此兩社^{正預也}祐房之時奉渡中院一畢、

或人云、木御社陳那并之垂迹云云、有何証據哉、

長承二年十二月廿四日、神宮預中臣祐房任旧記注進之、

或記云、御社小神者、水屋三所、木御社五所、内院六所、

中院八所、外院三所、若宮小神七所云云

已上記有相違歟、但可依祐房之記歟、

一宮 御本地不空羅索、或尺迦如来、(5)

俗形老躰、六十許、御冠ノライカケ纒ナシ、笏ヲ持、コハヌイテ、

タチハギ、ヒラヲサシテ、アサキクツ、ツルハミノウヘノキヌ、

二宮 御本地薬師如来、或云弥勒如来

俗形老躰、六十許、ヒケナカシ、ツルハミノウヘノキヌ、帶劔差

ヒラヲ、冠ノライカケナシ、左手持笏、右手ニテ笏ノサキヲカヘウ、

アサキクツ、

三宮 御本地地藏菩薩

僧形、法服衲袈裟、サウカイ、

四宮 伊勢大神也 御本地大日如来、或云十一面觀音

女形、如吉祥天女、カサリアル宝冠、コヌヌキタリ、

若宮 御本地觀音、或云文殊并、

童子形、ヒムツラニテ合掌、フレカケ、

榎本 巨勢明神 本地毘沙門、

俗形老躰、如唐人、ヒケナカク、ヤセタリ、カセ杖ツク、唐人トキン、ウシロヘタレタリ、

水屋 本地薬師如来、

形、如毘沙門、牛頭頂上坐、右手ホコラツキ、左手腰ヲス、

豹皮腰ヱキタリ、カミハソラヘアカル、ハキニトラノ皮ヱク、

水室 本地陳那并、

俗形、二十許、アカ色ウツラキヌ、ヒララサヌ、コイカケシテ、コハヌキ、一一觀

一、御神達御根元 依口伝注之、私之記也、別紙有之、(6)

鹿嶋

伊弉諾尊遂拔所帶十握劍、斬キレ軻カ遇突智頭三段、亦

六段、亦八段、各為神、略之、

復劍鐔垂血ハタスラナルト為神、亦走就湯津石村、所成ナラ之神名曰天尾張

神、漢速ハキヒ日神、亦捷速日神、今坐天安河山ニ天窟之神也、

兒達鬘コノチミカヅチ槌之男神、亦名達布都神、亦名豊布都神、今坐

常陸国鹿嶋ニ大神、石上布都大石神是也、

香取先祖

復劍垂血ハタスラナルト激イカ越ヒ為神、亦血走就湯津石村、所成ナラ之神名曰磐

裂根裂神、

兒磐筒男コノイハノト・磐筒女コノイハノト二神、相生之神、兒經津主神、今坐

下総国香取ニ大神是也、復劍頭垂血ハタスラナルト激イカ伐キ為三神、

平岡先祖

兒天思兼命高皇產靈尊

天降信濃国 河智親部等祖、

次天太王命

忌部言等祖、

次天忍日命

大伴連等祖、此注記云 大氏之我直等祖云、

次神皇產靈尊

兒六人略之、

次津速魂尊

兒市千魂尊

次兒興登魂命

次兒天兒尼命中臣連等祖 次武武亂遺命亂

次振魂尊 見二人

次万魂尊

聖武天皇御子安陪親王春宮御時、天平二年十二月三日、御
惱付御、依勅宣召陰陽師大津連、七日令精進、令占申云、

十死一生御悩也申、重依宣旨令尚占申云、高大神鹿嶋

大明神御祟也、不誆經力難免御申、又占云、奉最勝王

經講誑者、有其靈驗一畝者、因茲以七大寺惣檢校僧行信

并四人、合請五人僧、奉講誑之間、同十六日御平癒、以同十

七日、髮生山頂奉崇祭、每年二季為例、上件最勝王經奉

講誑、同廿年建立神野寺、

一、神野大明神根元 (7)

鹿嶋大明神、持統天皇五年卯、所々令尋御所、給、同十年壬

添上郡春日野母御神速日神共御坐、其御形甚美麗御、

而舍人奉思係之、于時彼母思云、女身口惜者哉、登深

山高峯令出行給時、彼舍人御共追走參如飛鳥、令

行御之時、舍人登惡心成大蛇、走參髮生河辺際、以劍

切彼大蛇、摧散畢、其後髮生山頂住給、所謂

一宮 武雷命

二宮 母御神 甕速日命

三宮 舍人 水摧明神也、

斬大蛇。名曰鹿正劍、又名天雲劍、已上

私云、或記云、或人說云、鹿嶋大明神母凡位時、舍人男被思係

給、而明神辱身逃令入神野山、舍人奉追、至天河大橋之

許、明神令登山頂、誓云、永不可入女人、云、因茲彼山女人

不參詣也、春日二季御祭、舍人調者、大明神為母孝養、舍

人サイナニ給謂也云、

一、春日大明神御事 (8)

或書伝、大明神、神護慶雲元年六月廿一日、仰時風・秀行二人云、

出常陸国鹿嶋宮、赴御笠山之時誦云、

若我弘誓大悲中 一人不成二世願

我墮虛妄罪咎中 不還本覺捨大悲

上二句ハ、大明神自誦、下二句ハ時風・秀行各一句ッ、誦云、

或人云、大明神、神護慶雲二年正月九日、令渡大和国安倍

山山留御、其時榎本明神詣安倍山砌、自御神言、從此北方

有殊勝靈地、名三笠山、此山已年来居所也、然是山大乘

相志之勝地也、尤当御社壇、我今奉彼三笠山、行移可居

御、其替我此安倍山可賜云云、仍同二年十一月九日甲、令渡三

笠山、榎本神移居安倍山、然間安倍山無參詣人、祭祠之

輩希也、爰榎本明神詣春日宮、訴申時、大明神被示仰

曰、我社壇前水垣外卜居、住、我許往来人財施法施最前

可納受、依之還移三笠山榎本住也

或人云、御社一切経藏額、朱雀帥伊房之手跡也、昔在

大寧密之時、鎮西大明神託宣家内女房言、書額可令

得我、仍書之畢、即預置息男菊蔭経尋法印、経教

年之後、白河院御時、於春日社頭、始被転誑一切経之

時、建御経藏、尋出彼額、被打之、不思議事也、

一、若宮奉祝別社事 保延元年、(9)

正預祐房之時、御寺別当一乘院僧正玄覺也、從大宮

南イクハクサラスシテ、チカキホトニ、四ノ御殿ノ中ニ御ス若宮、

フリクケマイラセテ、別社ニイワイマニスルナリ、

一、和銅三年興福寺建立、(10)

神護慶雲元年丁六月廿一日、來着伊賀国名張郡夏見郷、

同二年戊正月九日、大和国添上郡三笠山垂跡御坐、以同年

十一月九日戊、制立御殿奉移之、從御寺建立之後五十九年也、

以前記等、得或人秘藏之本写取畢、文字誤多々也、後可

見直之、

建仁三年二月一日写畢、沙門興尊、緣如房傳業 生年九十二

建曆二年甲十月廿七日書写畢、釈慶誥七十三

○以下余白

一、觀經

一、觀經

一、觀經